

総合評価落札方式に関するアンケート調査の結果について

令和4年1月18日
奈良県
県土マネジメント部
技術管理課長

下記にもとづき実施しました「総合評価落札方式に関するアンケート調査」の集計結果を取り纏めたので、別紙のとおり公表します。

1. 調査の目的

奈良県では、平成17年4月に施行された「品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）」に基づく公共工事の品質確保のための取り組みとして、平成18年度より工事の価格（入札価格）と品質（技術提案）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を導入、実施しています。

本アンケートは、公共工事の品質確保を図るとともに、新規参入企業や過去の工事施工実績の無い（乏しい）企業の受注機会の拡大、若手や女性などの担い手の雇用と育成、入札手続き期間の短縮などの受発注者の負担軽減に繋がるより良い総合評価落札方式になるよう、各企業の状況を調査し参考にするものです。

2. 調査の対象企業

○奈良県入札参加資格登録：「土木一式」

○奈良県における格付け等級：A1、A、B等級

3. 調査の実施方法

○奈良県技術管理課のHPにてアンケート調査を実施
（企業からの回答は、メール、FAXまたは郵送にて受付）

○調査の期間

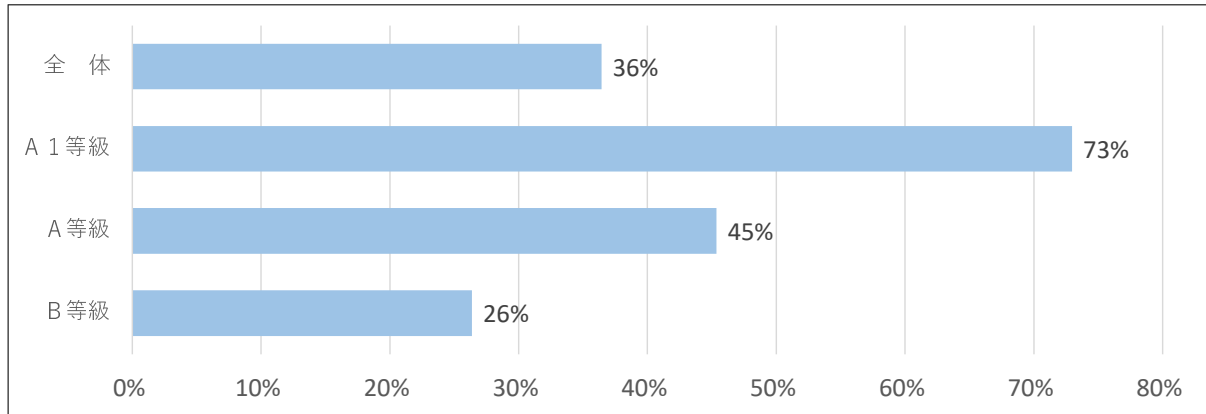
令和3年11月15日（月）～令和3年12月7日（火）

4. 調査の実施結果

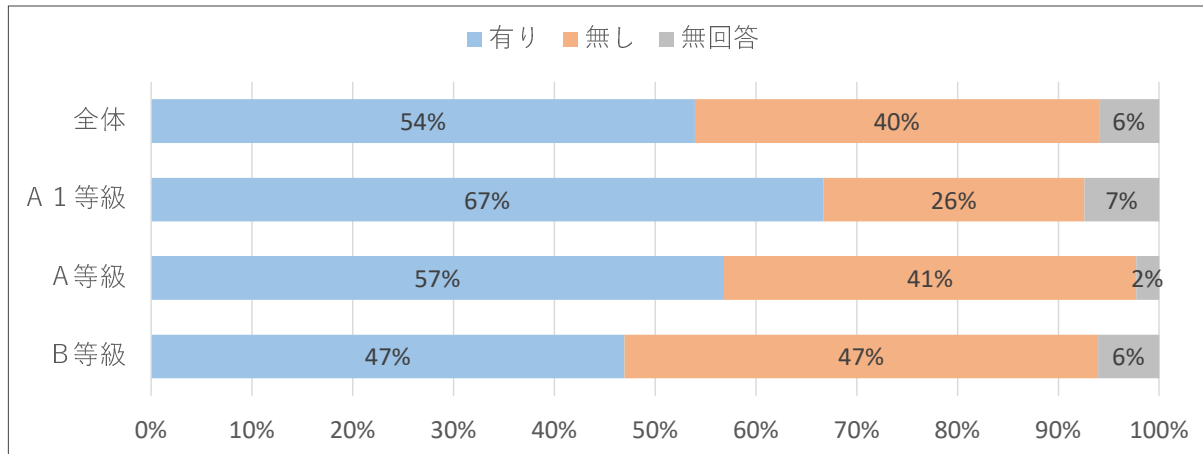
アンケート調査対象者数354者のうち、129者からご回答にご協力をいただきました。

■ 貴社に関すること

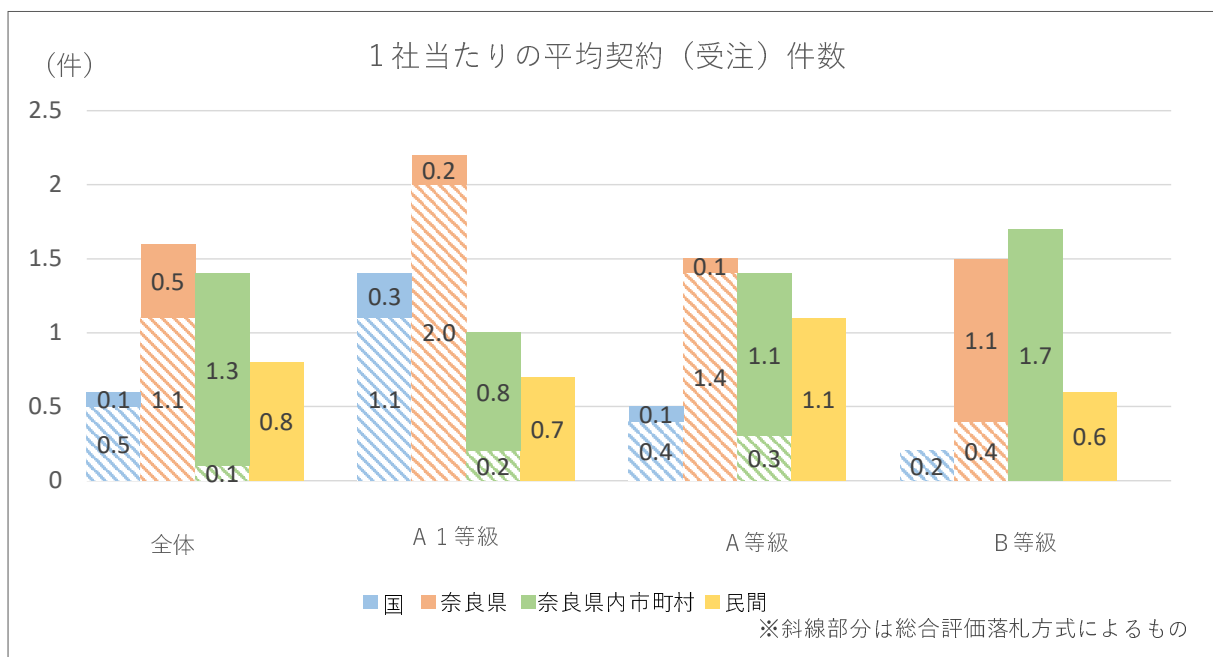
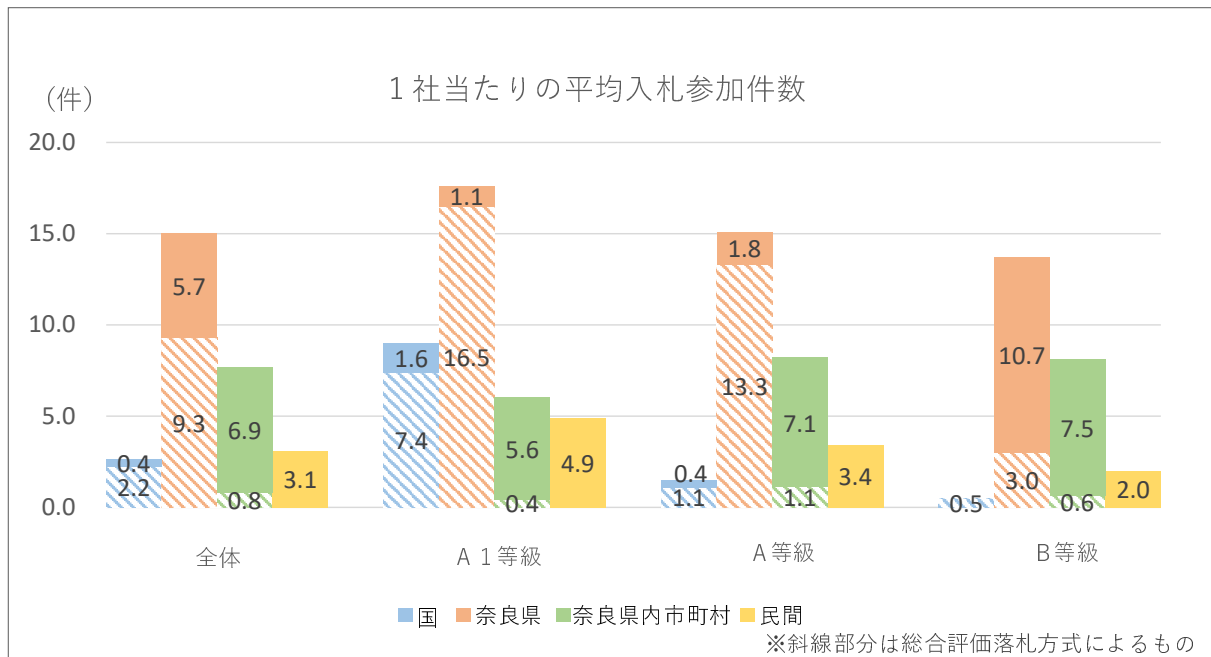
1) 等級別アンケート回収率



2) 現時点における後継者候補の有無

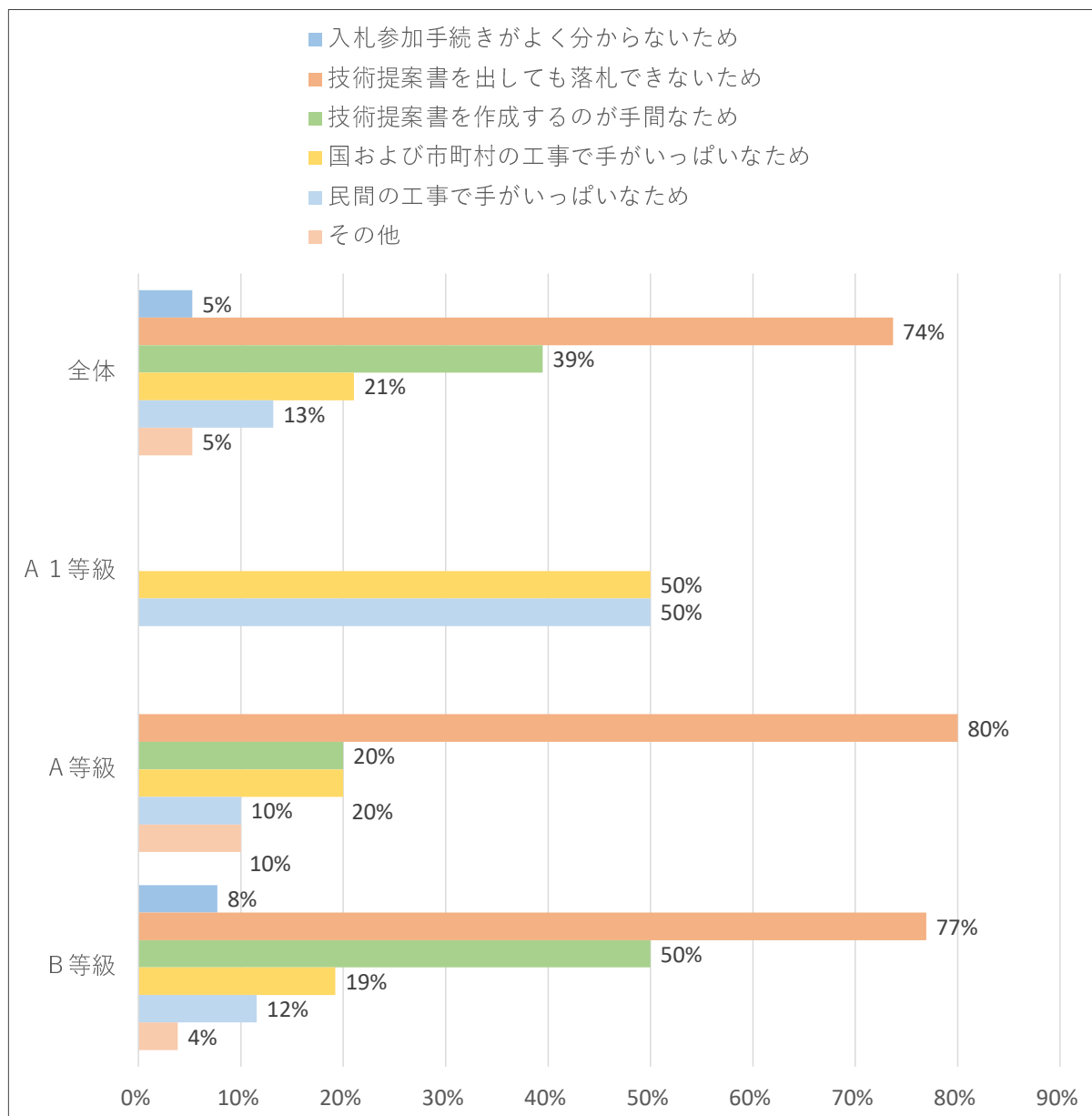


3) 令和2年度における国、県、市町村および民間が発注した工事の入札参加件数および契約(受注)件数



4) 令和2年度での奈良県における総合評価落札方式による入札に参加しない理由について
(複数回答可)

※奈良県における入札参加回数が”0回”の企業



<その他>

- ・ISOの認証が無いので、他社に負けるため参加しない
- ・予定価格、調査基準価格が公表されている運試しのような入札には出来るだけ参加したくない

■総合評価落札方式全般に関すること

1)総合評価落札方式における以下の評価項目の中で、優先的に評価すべき項目順

・施工計画に係る技術的所見	・工事成績評定点(過去5年間の平均値)	・企業の同種工事実績
・配置予定技術者の同種工事実績	・地域精通度(本店の所在地)	・表彰

	全体	A1等級	A等級	B等級
1位	地域精通度	施工計画に係る技術的所見	地域精通度	地域精通度
2位	施工計画に係る技術的所見	地域精通度	施工計画に係る技術的所見	企業の同種工事実績
3位	企業の同種工事実績	工事成績評定点	企業の同種工事実績	施工計画に係る技術的所見
4位	技術者の同種工事実績	企業の同種工事実績	工事成績評定点	技術者の同種工事実績
5位	工事成績評定点	技術者の同種工事実績	技術者の同種工事実績	工事成績評定点
6位	表彰	表彰	表彰	表彰

※順位については、1位の項目を6点、2位の項目を5点、3位の項目を4点、4位の項目を3点、5位の項目を2点、6位の項目を1点として点数化し、その合計点数が高い項目順としています。

<個別の理由>

○「施工計画」に係る技術的所見に対する理由

- ・施工計画が重要である
- ・評価が不透明
- ・配点が高すぎる
- ・企業努力の結晶である
- ・利益を圧迫する
- ・点数が取れない

○「工事成績評定点(過去5年間の平均値)」に対する理由

- ・会社の評価となり、次につながる
- ・工事成績評定点の付け方が不適切
- ・最も客観的な評価である
- ・配点について見直すべき
- ・重要である
- ・表彰と2重評価となっている
- ・発注する工事に有効とは限らない

○「企業の同種工事実績」に対する理由

- ・重要である
- ・過去の実績は不要である
- ・入札参加を増やすために問わない方がよい

○「配置予定技術者の同種工事実績」に対する理由

- ・重要である
- ・将来的に人員確保が難しいため重視しないほうがよい
- ・3ヶ月雇用しただけの者は評価しないようにすべき
- ・若手のチャンスがない
- ・入札参加を増やすために問わない方がよい

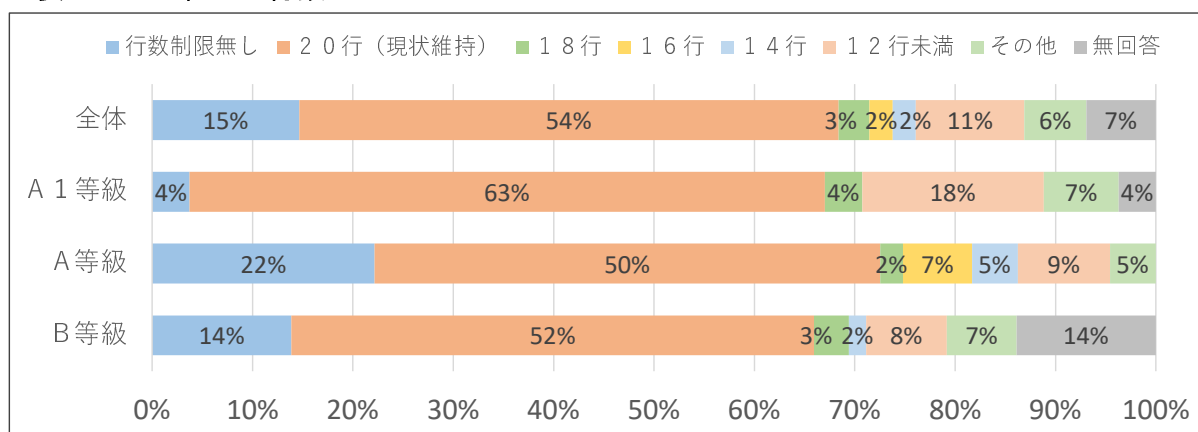
○「地域精通度(本店の所在地)」に対する理由

- ・重要である
- ・緊急時などの機動力確保のため重要
- ・地元調整をスムーズにするため重要
- ・工事発注が少ない市町村の業者を救済すべき
- ・一部の業者ばかり評価される
- ・配点が低く、優位性が低い

○「表彰」に対する理由

- ・一部の業者ばかり評価される
- ・表彰制度の基準が不透明である
- ・次につながるのやりがいがある
- ・発注する工事に有効とは限らない
- ・工事成績評定点と2重評価となっている

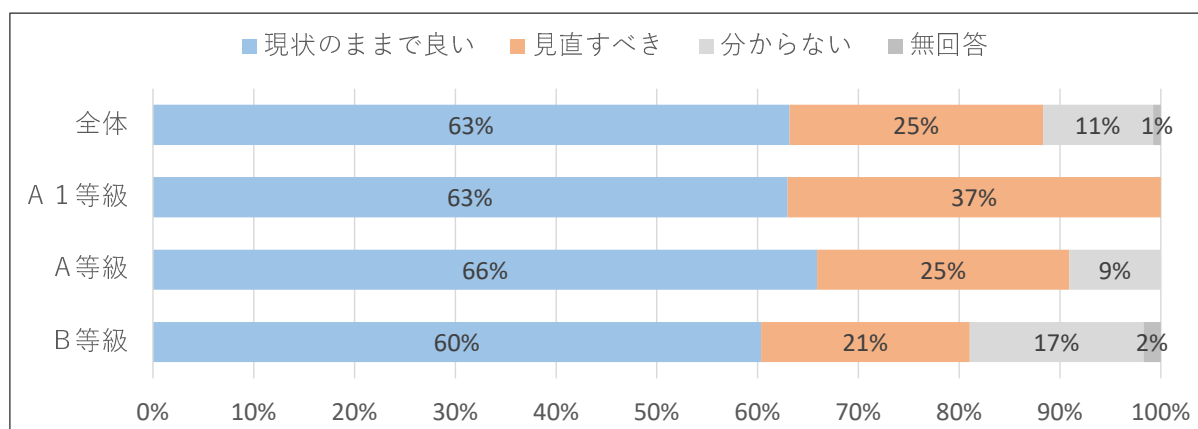
2) 技術提案書(事前)で提出いただく「施工計画に係る技術的所見(様式8-1~4)」について、令和元年度より記載行数を20行まで(標準型は除く)としましたが、更なる行数制限を行う場合、妥当と思われる行数



<その他>

- ・行数制限必須であり、20行もあれば内容は明記できるはず
- ・提出した施工計画の意味が理解してもらえない
- ・行数制限があると、こちらの意図が審査会できちんと読み取られているか疑問
- ・多すぎてもオーバースペックになるし、少なすぎても内容を伝えづらい
- ・行数制限は判定する側の立場から制限があると思うが、内容重視するなら制限無しがよい
- ・施工計画に係る技術的所見の廃止を要望する
- ・そもそも言語化することが得意でないため、何行でもよい
- ・行数の問題ではなく、項目を列挙するだけの提案を制限してほしい
- ・NETIS掲載終了技術について記載する際の表示方法の統一
- ・更なる行数制限を設ける理由が分からない

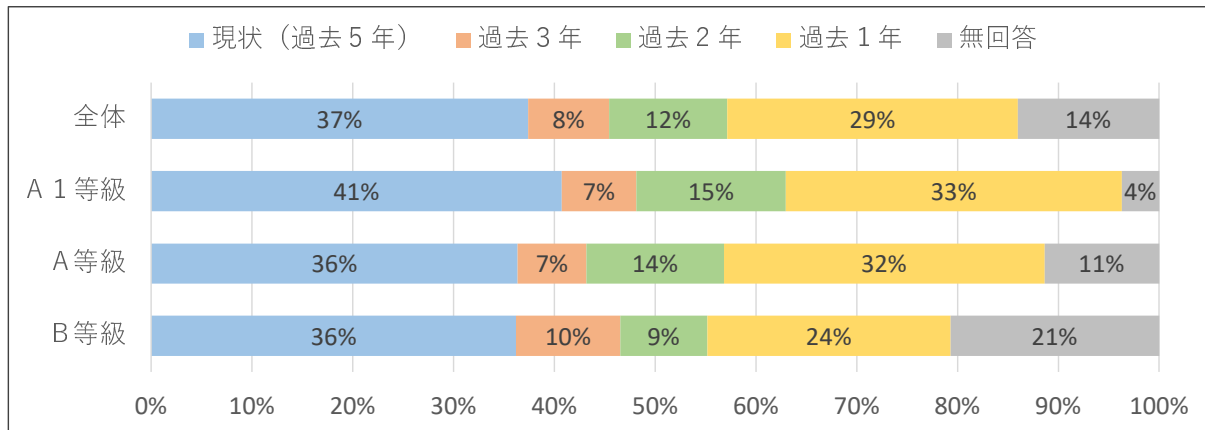
3) 総合評価落札方式における「地域精通度(本店の所在地)」の評価については、地域精通度は、本店所在地を「工事实施市町村」又は「管轄する土木事務所管内」で段階的に評価しています。この評価対象としている「工事实施市町村」について、見直すべきかどうか



<個別の理由>

- 「見直すべき」と回答した方の主な理由
 - ・市町村ごとに発注量・業者数に偏りがある
 - ・配点が高すぎる
 - ・Aランクは県内一円で評価されるように見直すべき
 - ・入札参加資格で制限すべき内容である
- 「見直し案」に対する主な理由
 - ・対象範囲を見直すべき(事務所管内・郡・単価地区等)
 - ・地域精通度の配点を大きくするべき
 - ・工事实施市町村の施工実績を評価対象にするべき
 - ・事務所管内エリアの発注量を平等にするべき
 - ・等級で評価を分けるべきである

4) 総合評価落札方式における「表彰」の評価対象期間について、妥当だと思われる評価対象期間

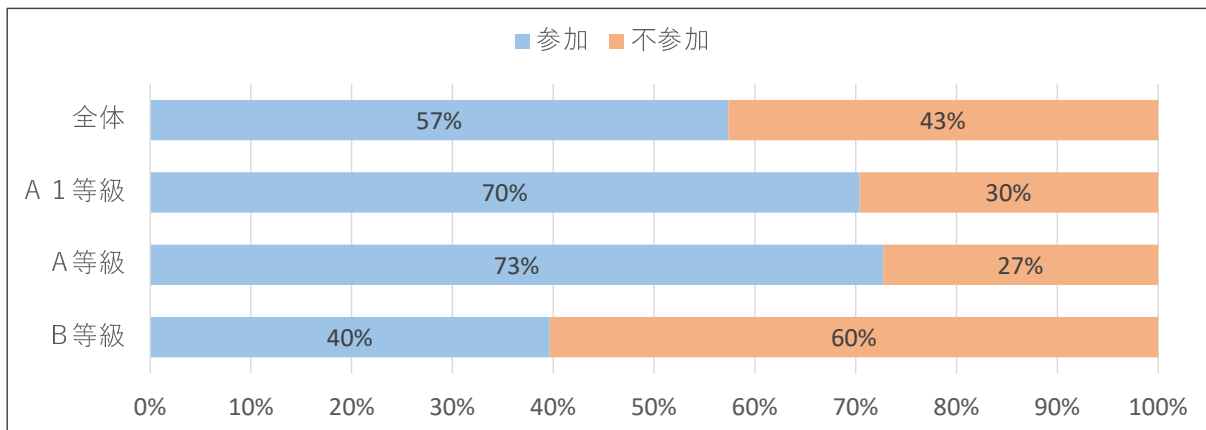


<個別の理由>

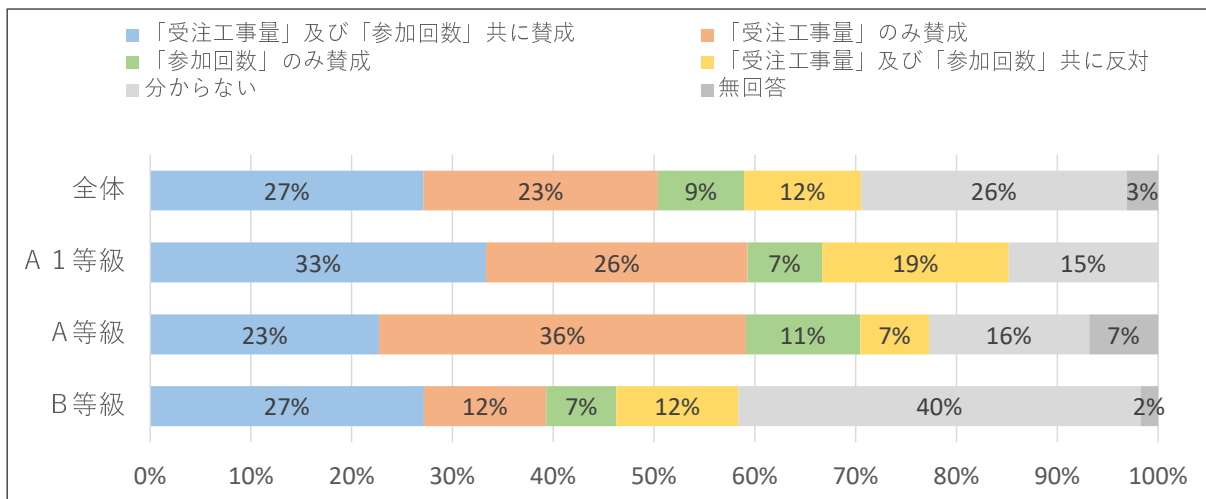
- ・一部の業者ばかり評価される
- ・なんとなく長すぎる
- ・企業の技術力が評価された結果である
- ・表彰制度がそもそも不公平である
- ・国と同じく期間を短くすべき
- ・不要である
- ・5年前とでは企業の状況が違うはず
- ・表彰期間が短い方が表彰を取るために頑張る
- ・工事成績評定点と2重評価となっている
- ・評価対象の期間をもっと長くすべき
- ・工事成績評定点の評価される期間と同様で5年間で妥当である
- ・会社と技術者で表彰の評価区分を分けるべき
- ・同点の場合のみ表彰で差をつけるべき

■企業チャレンジ評価型に関すること

1) 令和2年度の入札で、「企業チャレンジ評価型」の総合評価落札方式への参加の有無



2) 令和3年6月より、企業チャレンジ評価型：育成型①において「受注工事量」および「参加回数」を評価することとしましたが、この「受注工事量」および「参加回数」の評価項目について、「受注工事量」と「参加回数」を評価の対象とすることに賛成か反対か



<個別の理由>

○「受注工事量」に対する理由

- ・受注機会の拡大につながる
- ・受注できない工事の方が多いの不公平である
- ・総合評価落札方式で減点方式とするのはおかしい

○「参加回数」に対する理由

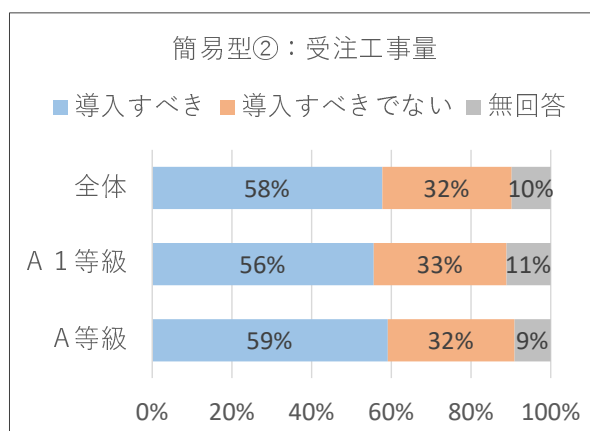
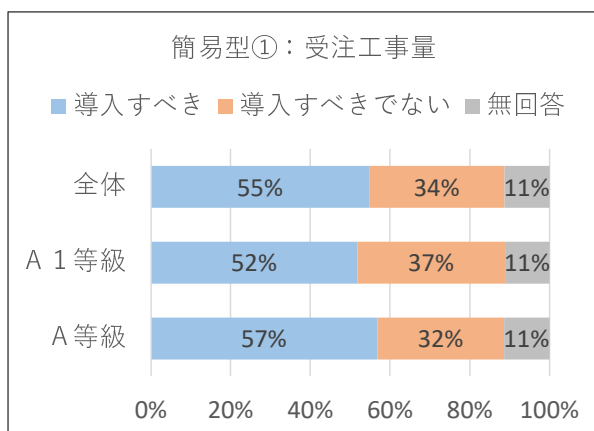
- ・受注機会を拡大できる
- ・参加回数はいらぬ
- ・受注意思のない入札参加者が増えるだけである
- ・会社により社員数や経営方針(他発注の工事への参加)も違うため、参加回数で評価することは不適切である
- ・受注者の意欲の表れである
- ・参加回数の管理が会社の負担になる
- ・施工計画の評価項目が違うのに、参加回数と数えるべきでない

○その他

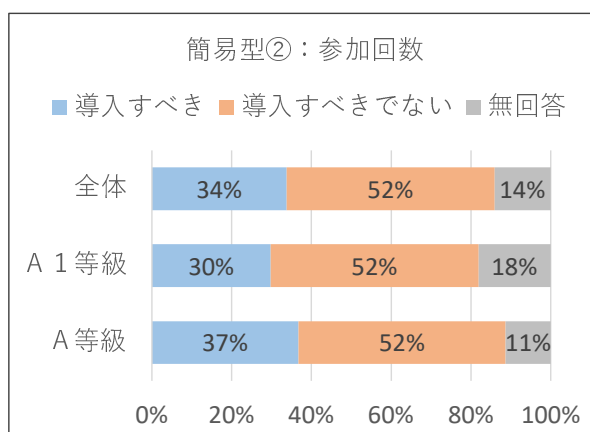
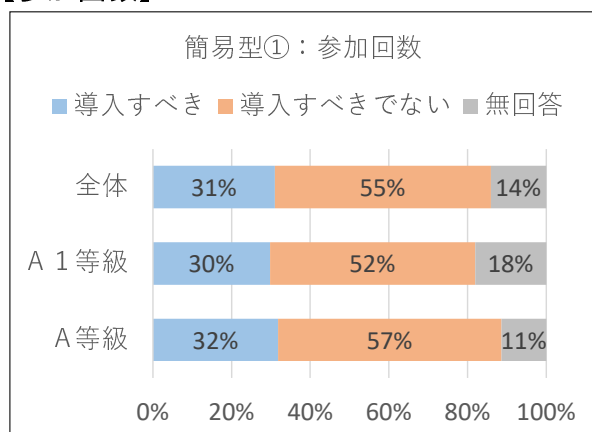
- ・実施期間が短いため判断できない
- ・JV(共同企業体)が受注した場合も評価対象にすべき

3) 令和3年6月より導入した企業チャレンジ評価型: 育成型①で導入している
 「受注工事量」および「参加回数」の評価項目を企業チャレンジ評価型: 簡易型①、
 企業チャレンジ評価型: 簡易型②にも拡大して導入すべきと思われますか
 ※格付け等級「A1等級」及び「A等級」の企業

【受注工事量】



【参加回数】



<個別の理由>

○「受注工事量」に対する理由

- ・受注機会を拡大できる
- ・会社により規模や社員数も違うため不適切
- ・提案力・技術力に関係ない項目は入れるべきでない
- ・企業の育成になる
- ・減点幅が大きすぎる

○「参加回数」に対する理由

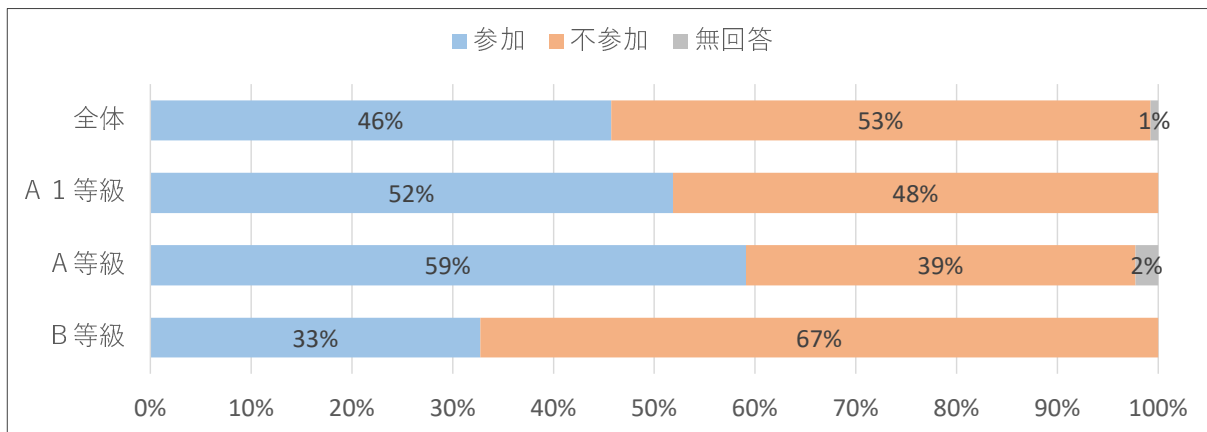
- ・参加回数は不要
- ・受注者の意欲の表れである
- ・受注機会が減る

○その他

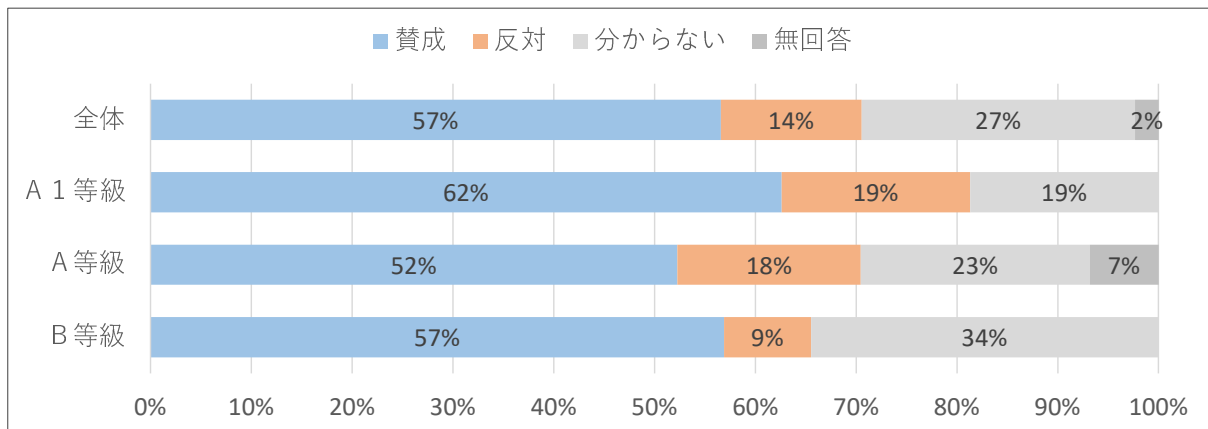
- ・JV受注も対象にすべき
- ・企業チャレンジ評価型: 育成型①の結果をふまえるべき
- ・全ての業種で適用すべき

■ 令和2年度国補正予算を含む、明許(繰越)予算の迅速な執行に関すること

1) 令和3年度の入札で、防災減災国土強靱化対策型の総合評価落札方式への参加の有無



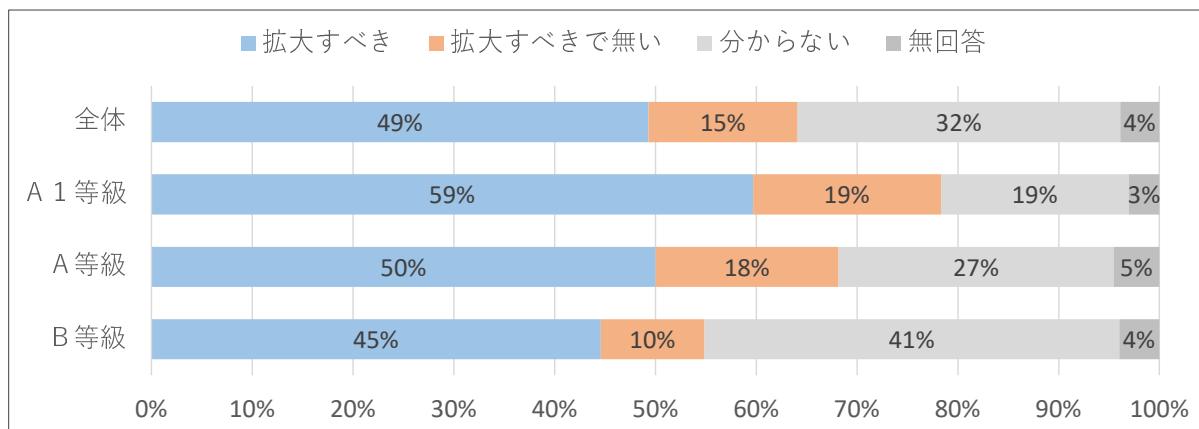
2) 防災減災国土強靱化対策型では、受発注者の負担軽減策として「施工計画における技術的所見」の提案数を1項目1提案に提案数を削減(通常は1項目2提案)しましたが、提案数を1項目1提案とすることに賛成か反対か



<個別の理由>

- ・受注後のコスト軽減になる
- ・事務作業負担が軽減される
- ・会社の負担減となる
- ・施工計画の点数差がなくなる
- ・3段階評価から4段階評価になったため、実際に提案数の減少にはつながっていない
- ・技術的所見を無くして欲しい

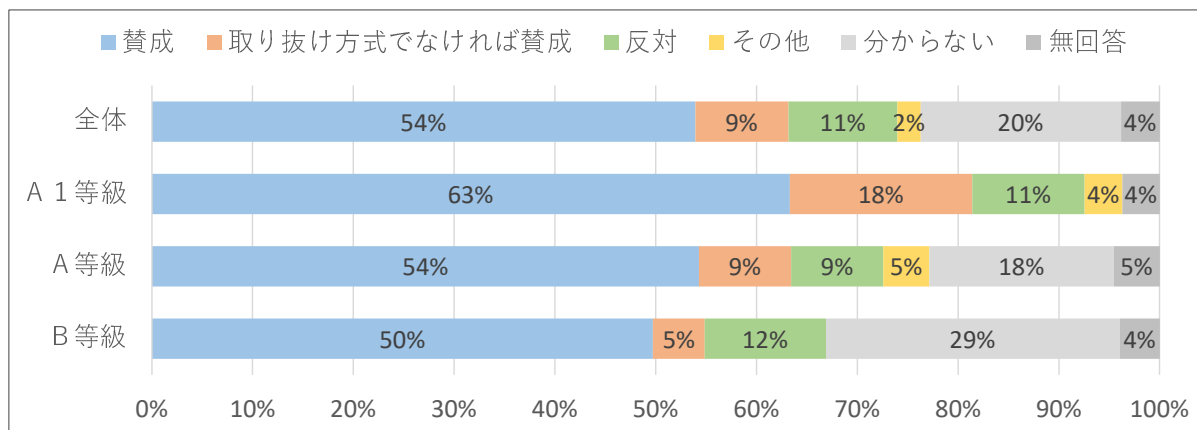
3) 防災減災国土強靱化対策型における「施工計画における技術的所見」の1項目1提案とする
 取り組みについて、総合評価落札方式の他の型式(標準型を除く)にも拡大すべきと思いますか



<個別の理由>

- ・会社の負担減となる
- ・受注後のコスト軽減になる
- ・事務作業負担が軽減される
- ・点数差がつかなくなる
- ・技術提案を廃止すべき
- ・工事の品質を確保するという観点において技術提案の削減はよくない
- ・施工計画(技術提案)は企業努力の結果であることからすべての型式に拡大すべきではない
- ・3段階評価とすべき
- ・事例が少なく判断できない

4) 総合評価落札方式における「一括審査方式(取り抜け方式)」について、入札手続きにかかる負担軽減策として「一括審査方式(取り抜け方式)」を導入していますが、「一括審査方式(取り抜け方式)」に賛成か反対か

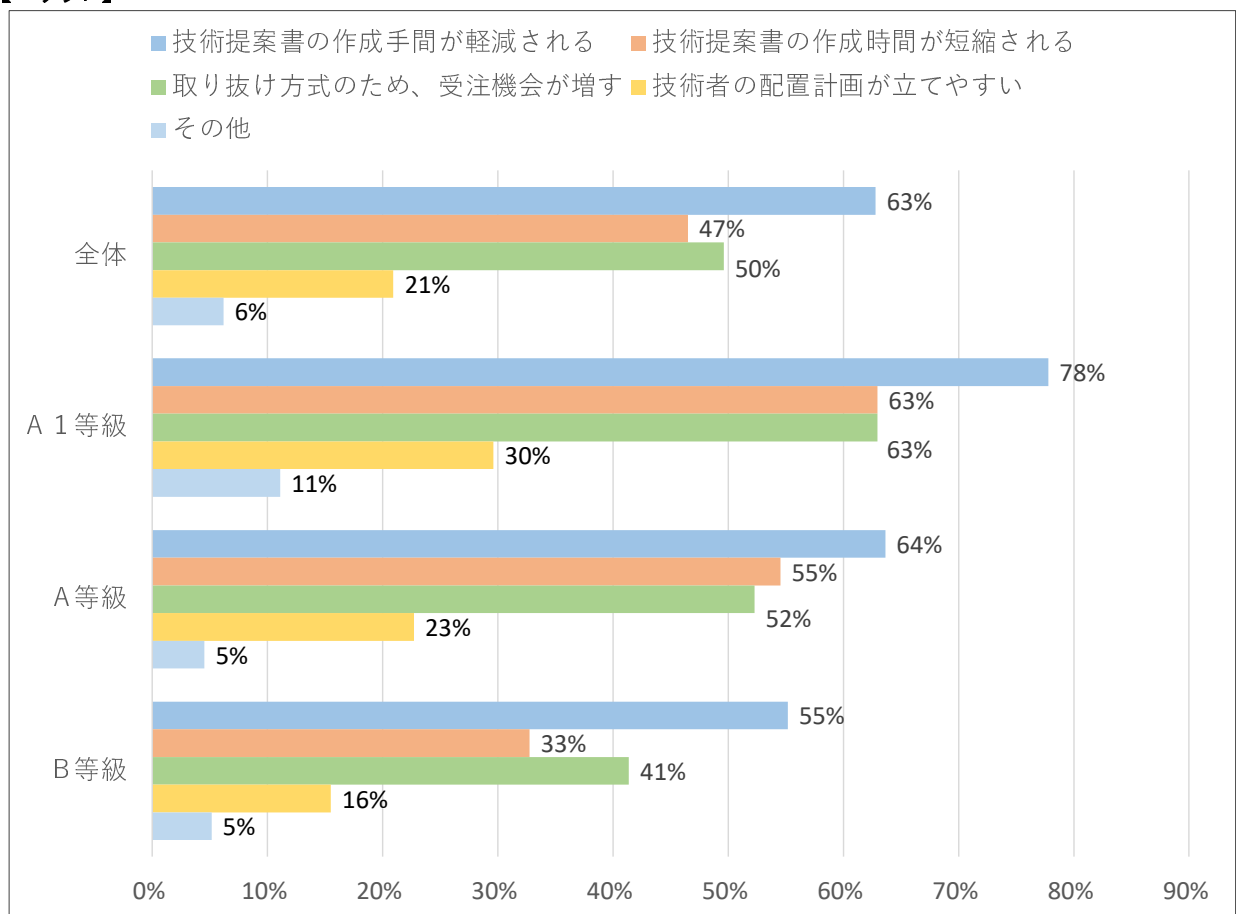


<その他>

- ・隣接箇所かつ同一工事なら賛成
- ・技術提案で競争すべきである
- ・低位参加者が落札するため品質が下がる

5)「一括審査方式(取り抜け方式)」におけるメリット、デメリットについて(複数回答可)

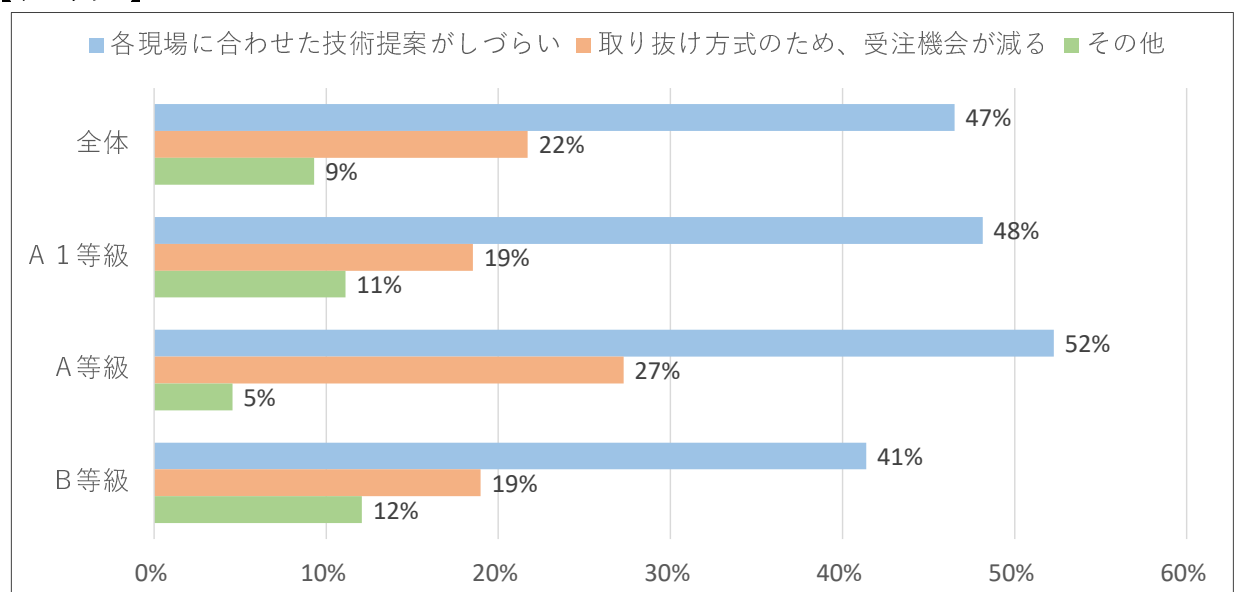
【メリット】



<その他>

- ・受注の偏りを防ぐことができる

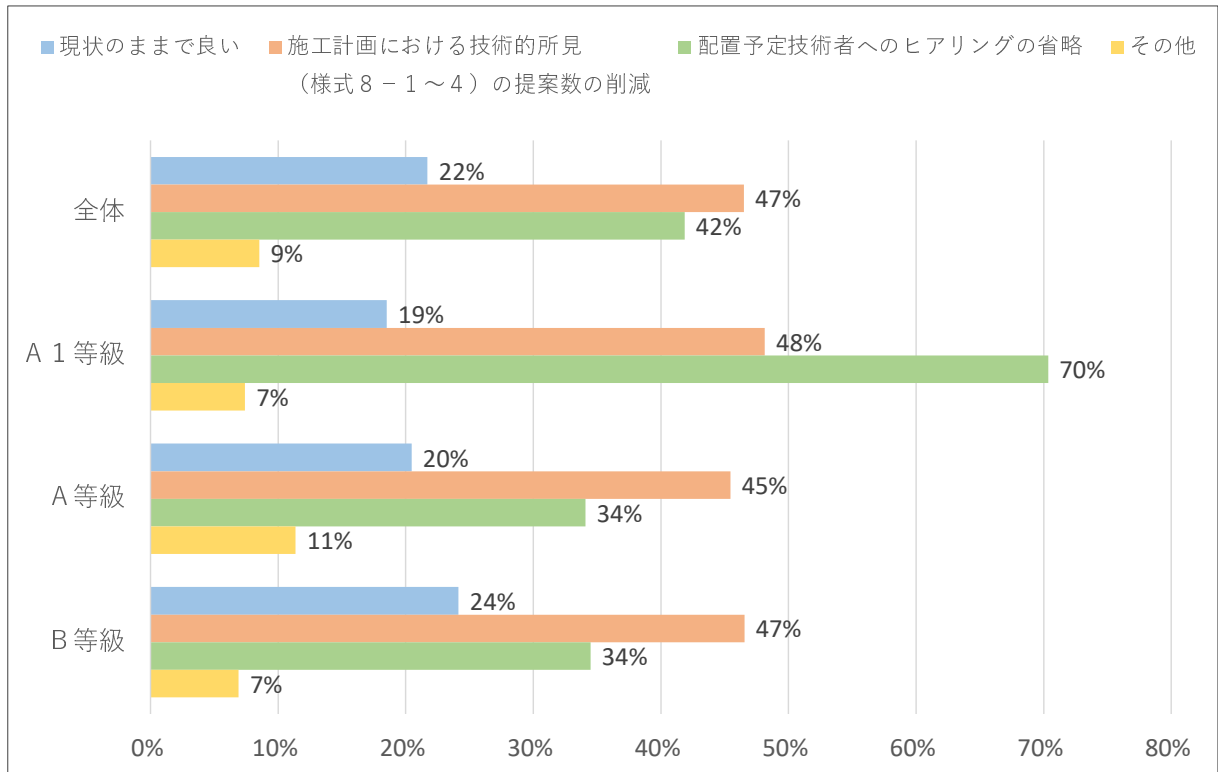
【デメリット】



<その他>

- ・技術力がなくても受注できる
- ・同じ工事など無いはず
- ・舗装工事等では下請け業者の取り合いになり工期が厳しい

6) 総合評価落札方式において、受発注者の負担軽減に必要と思われる取り組みについて
(複数回答可)

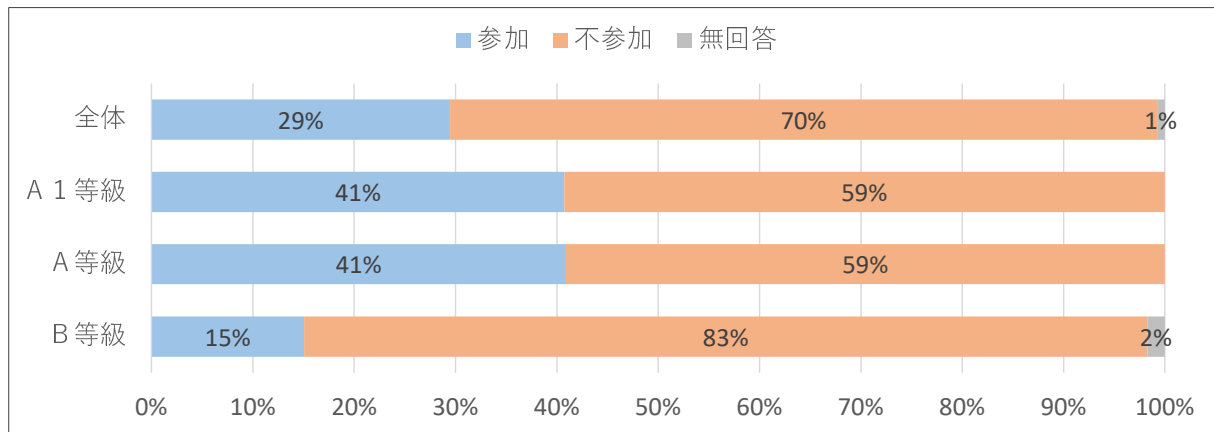


<その他>

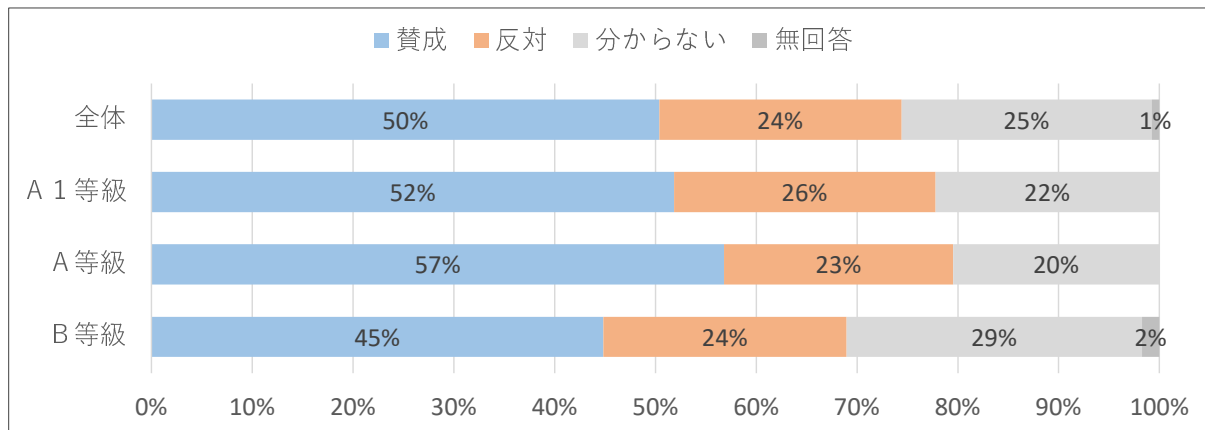
- ・技術提案をやめるべき
- ・開札までの期間を短くすべき
- ・提出書類の電子化を進めるべき
- ・事後審査を土木事務所で実施して欲しい

■若手および女性技術者等の将来の担い手確保と育成に関すること

1) 令和3年度の入札で、若手・女性チャレンジ評価型の総合評価落札方式への参加の有無



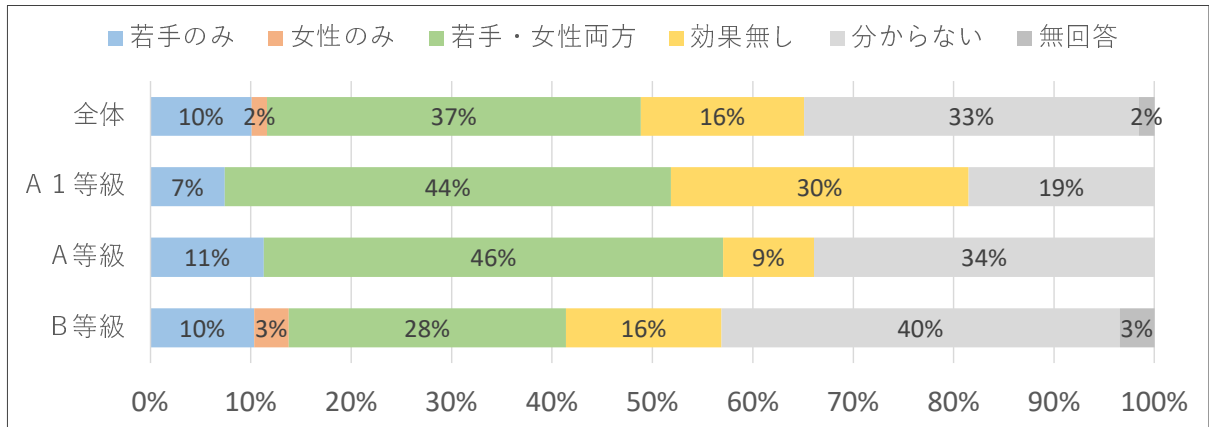
2) 若手・女性チャレンジ評価型では、過去の施工実績や資格のない若手・女性技術者の配置を評価することとしていますが、この評価項目について、過去の施工実績や資格のない若手・女性技術者の配置を評価することに賛成か反対か



<個別の理由>

- ・若手・女性の施工実績の確保(育成の促進)につながる
- ・会社の規模や地域等により若手・女性の数は異なるので不公平である
- ・年齢や性別による評価は現代の時代の流れに反してる
- ・受注機会の拡大につながる
- ・女性・若手の確保が難しい
- ・若手・女性の雇用促進につながる
- ・高齢化が進んでいる建設業界には若手の確保が難しい
- ・「40歳」は若手ではない
- ・技術者不足による不調・不落を防げる
- ・企業努力が反映されやすい部分であるので賛成
- ・若手・女性チャレンジや企業チャレンジなどチャレンジ型が多すぎて工事の品質を確保できているのか疑問
- ・若手・女性を配置することよりも若手・女性の雇用数を評価してほしい

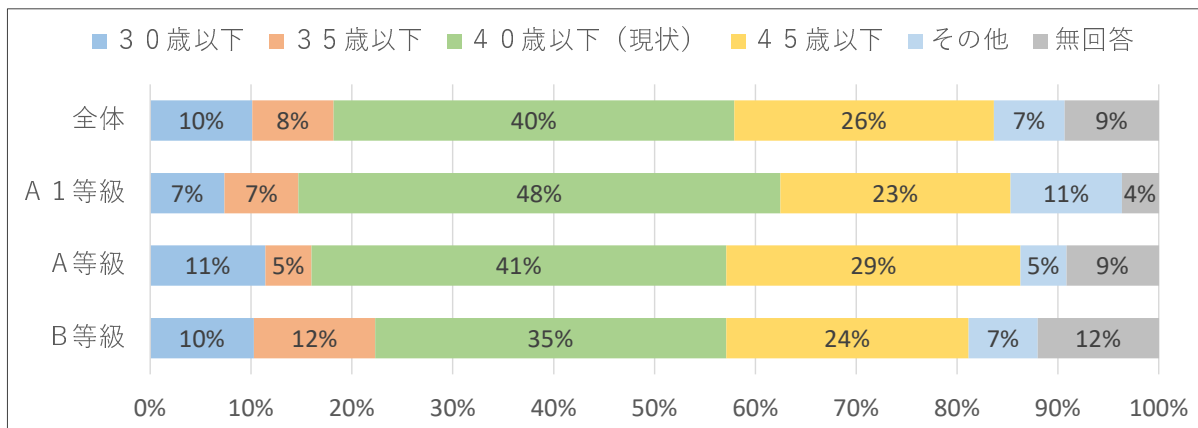
3) 若手・女性チャレンジ評価型について、将来の担い手の雇用、育成の促進に効果があると思われる対象項目について



<個別の理由>

- ・将来のために若手・女性問わず育成が重要である
- ・若手・女性の雇用を増やすためには企業努力だけでなく建設業全体の雇用を増やす政策が必要である
- ・将来の建設業の担い手として男女問わず、両方の評価を継続してほしい
- ・女性の活躍機会を増やすという点において良いと思う
- ・若手・女性の雇用促進という観点ではつながっていると思う
- ・女性であれば”何歳でもよい”というのはいかがなものかと思う
- ・性別で分けることはよくない
- ・若手の育成には熟練技術者のもとで修練させることが効果的だと考えているので、配置だけでは育成にはつながらないと思う
- ・実際に受注していないから分からない

4) 若手技術者の配置における評価について、妥当だと思われる年齢について



<その他>

- ・25歳以下
- ・49歳以下
- ・50歳以下
- ・55歳以下
- ・定年まで

<個別の理由>

- ・経験、育成や資格取得の観点から「40歳以下(現状)」が良い
- ・建設業全体において高齢化が進んでおり、若手技術者の雇用が厳しいことから「45歳以下」が良い
- ・工事の経験が少ない技術者に経験を積ませるという観点では「30歳以下」が良い
- ・大学卒等を踏まえ10年後の「35歳以下」が若手だと考える
- ・異業種からの中途採用を考慮すると「40歳以下(現状)」が最も最適だと思うから
- ・異業種から入ってくる人材もいるわけで、年齢の低い人間のみを評価するのはいかなものかと思う
- ・若手技術者の概念を年齢ではなく、資格を取得してからの年齢で評価した方が良いと思う

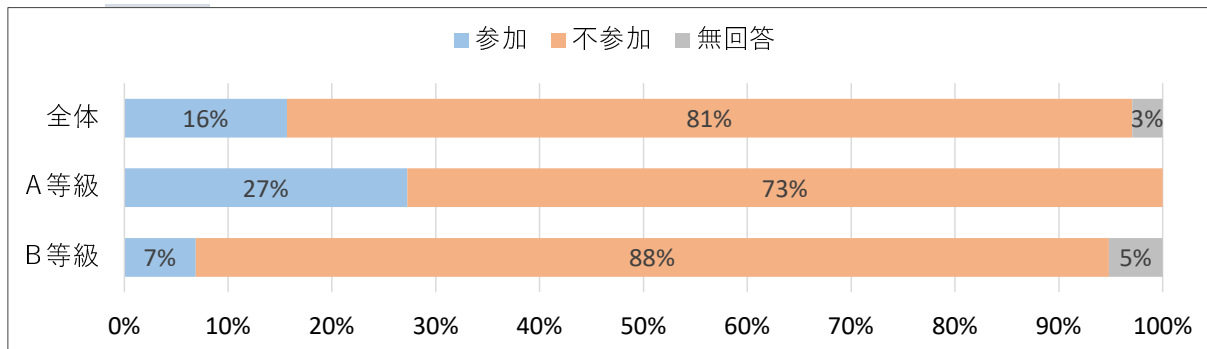
5) 休日の確保や作業環境の向上など、若手・女性社員の雇用と育成の促進に関する取り組みについて

<個別の取り組み>

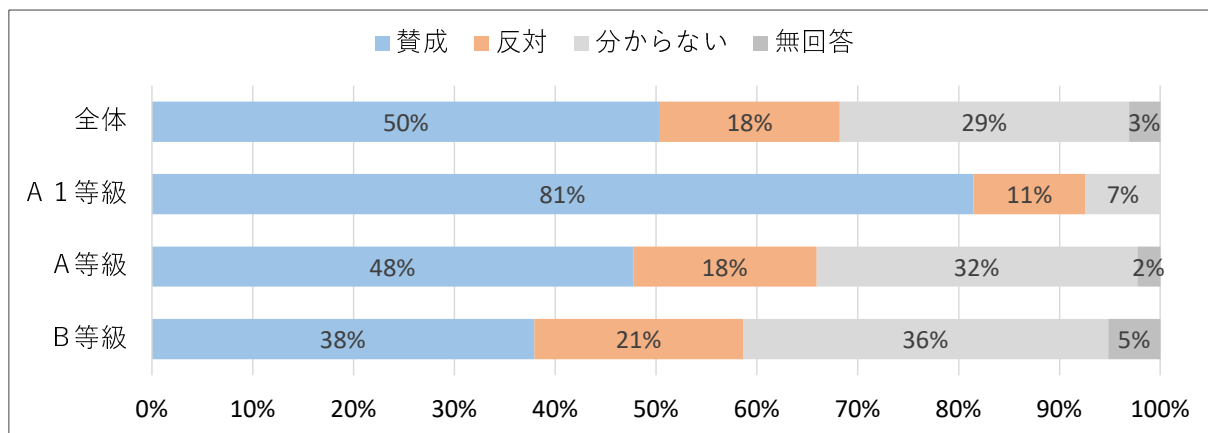
- ・福利厚生充実
- ・週休2日制の導入
- ・休日の確保
- ・現場作業環境の充実
- ・資格取得のための支援
- ・残業時間の削減
- ・ICT機械やデジタル技術による労務削減
- ・賃金の上昇
- ・若手・女性技術者を熟練技術者の指導のもとで業務に従事させる
- ・本人の希望による工事現場の選択
- ・地元中学校を対象にした現場体験学習
- ・DXを用いた社員教育

■ デジタル技術の活用に関すること

1) 令和3年度の入札で、デジタル技術活用型の総合評価落札方式に参加の有無
※格付け等級「A等級」及び「B等級」の企業



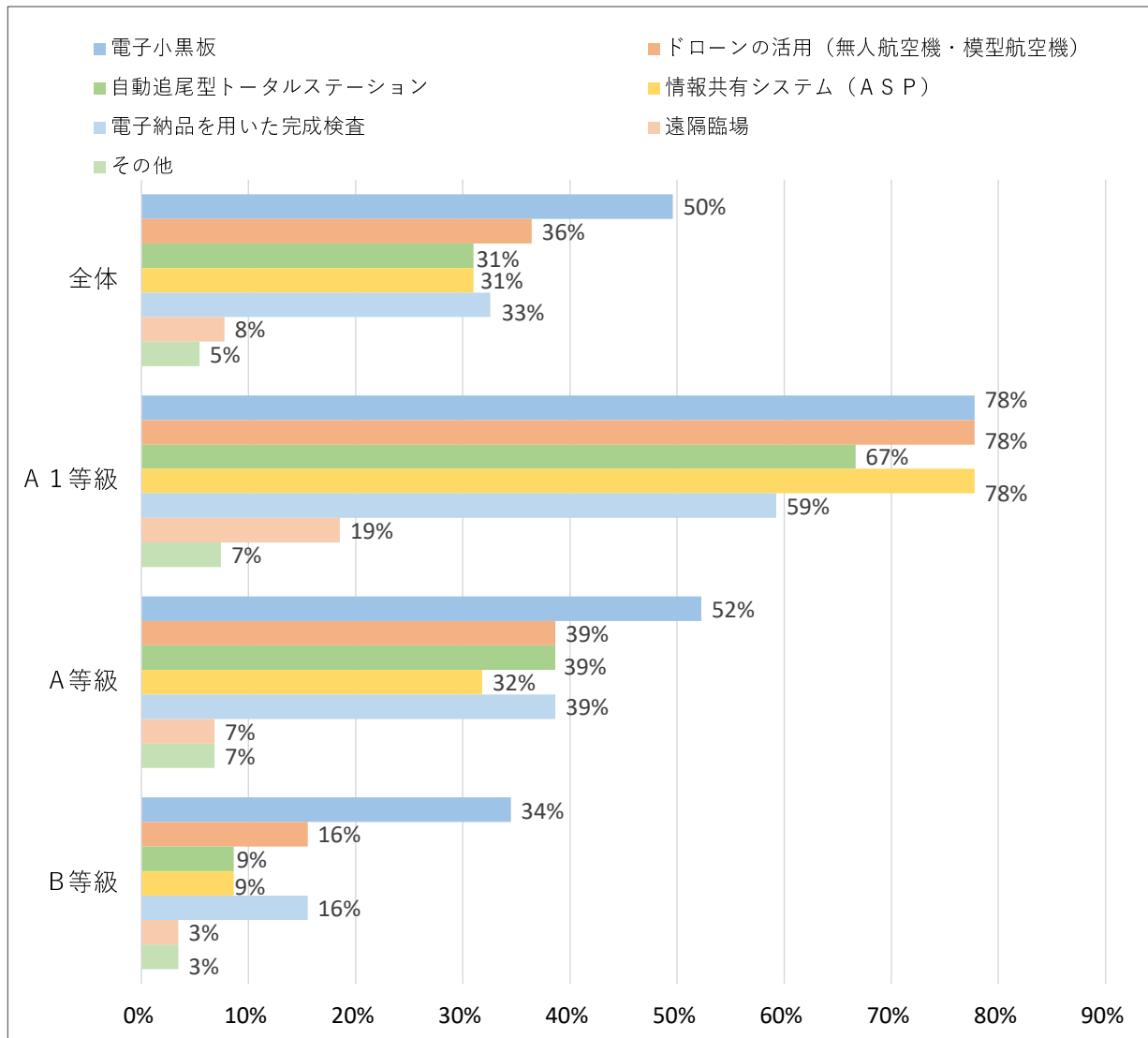
2) デジタル技術活用型では、評価対象とするデジタル技術の活用を評価することとしていますが、デジタル技術の活用を評価する取り組みに賛成か反対か



<個別の理由>

- ・生産性向上につながる取り組みであるので良いと思う
- ・A・B等級には経費の負担が大きすぎる
- ・今後の建設業には必要な取り組みである
- ・企業の技術力の向上につながる
- ・大企業と中小企業の格差が広がる取り組みだと思う
- ・本当にデジタル技術を普及させたいのならすべての費用を計上すべきである
- ・デジタル技術の加点は工事成績評定点で加点されるべきであり、総合評価落札方式で加点されるべきものではないと思う
- ・会社の設備投資が追いついていない
- ・設備投資している企業は評価されるべきだ
- ・もっと幅広くデジタル技術を評価してほしい

3) デジタル技術活用型の評価対象としているデジタル技術(6項目)について、
デジタル技術の内、令和2年度、令和3年度で活用したことがあるデジタル技術(複数回答可)



<その他>

- ・地上型レーザースキャナ
- ・積算ソフトと連動した工事管理ソフト
- ・AR技術を用いた出来形管理システム

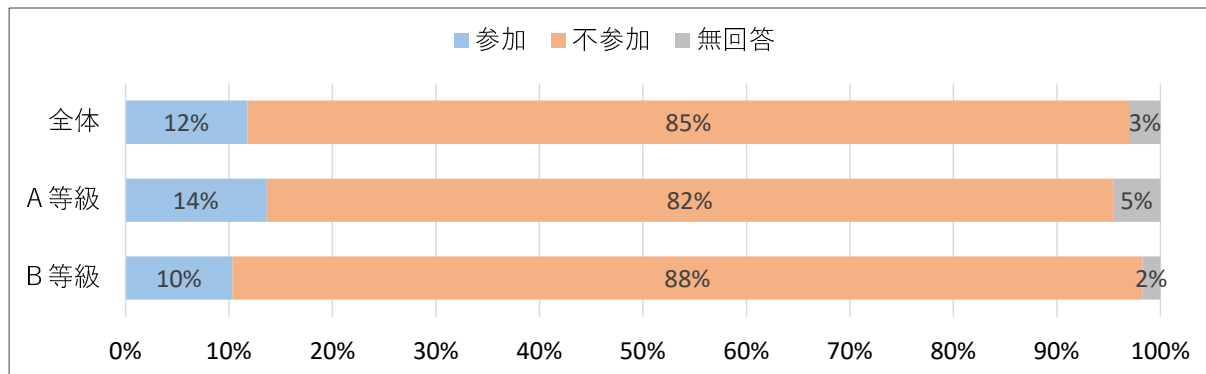
4) デジタル技術活用型の評価対象としているデジタル技術(6項目)以外に、
評価対象とすべきデジタル技術

<個別の意見>

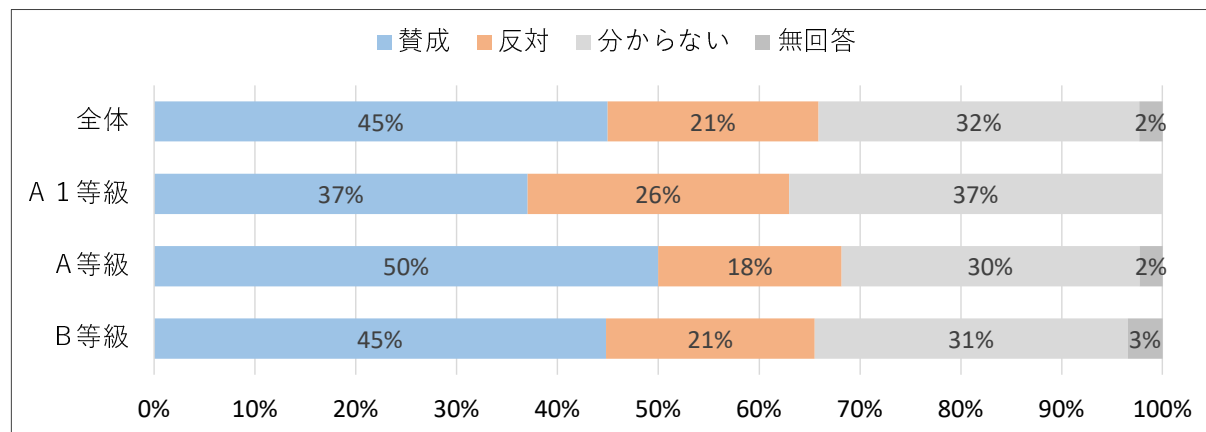
- ・GNSSなどの測量や建機
- ・杭ナビショベル
- ・ラジコン船を使った水中測量
- ・地上型レーザースキャナ
- ・5Gを活用した無人化施工
- ・工事写真レイヤ化技術(電子マーカー等)
- ・画像解析機能を搭載したデジタルカメラによる鉄筋出来形計測
- ・積算ソフトと連動した工事管理ソフトの活用

■ 地域防災力の向上に関すること

1) 令和3年度の入札で、地域防災力強化型の総合評価落札方式への参加の有無
※格付け等級「A等級」及び「B等級」の企業



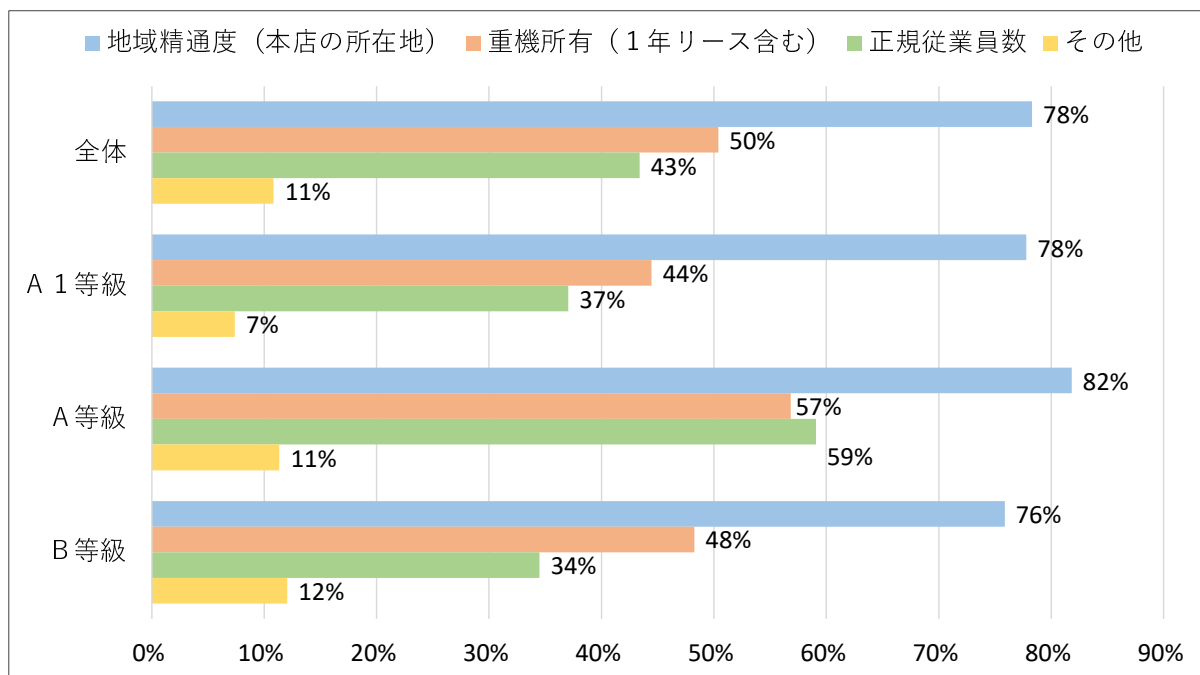
2) 地域防災力強化型では、建設機械の保有台数や従業員の雇用人数を評価項目としていますが、この評価項目について、建設機械の保有台数や従業員の雇用人数を評価項目とすることに賛成か反対か



<個別の理由>

- ・緊急時に対応できる建設機械や従業員の雇用の確保という観点では必要な取り組みである
- ・地域防災の観点では必要
- ・企業努力は評価されるべきである
- ・建設機械を持たない企業の排除につながる
- ・混合入札(A,Bランク混合入札)では低ランクの業者が不利となる
- ・建設機械のリースについては実際の保有はリース会社なので、実際に緊急時に使用できるとは限らない
- ・従業員の雇用人数でなく実際に災害時等で動ける人材(オペレータ等)を評価するべきである
- ・経営事項審査との2重加算になっているので良くないと思う
- ・発注量が少なく、参加機会がないので分からない
- ・災害の多い山間部でのみ有効な型式ではないか
- ・会社のランクに応じた台数、人数の評価であれば賛成

3) 地域防災力の向上に必要な評価項目について(複数回答可)



<その他>

- ・地元での維持管理業務実績(河川維持、道路維持、雪寒対策等)
- ・測量機器の保有台数、種類、演算機器(パソコンやソフトなど)の台数やスペック等
- ・応急復旧の災害対応実績
- ・資材置き場(自社保有又はリース)
- ・業務継続年数

<個別の理由>

- ・業者の機動力(重機、作業員)や災害に対応する所要時間(地域精通度)は重要だと考える
- ・地元で災害が起こった際の建設機械や人材の観点が大重要である
- ・災害時には地元の地理を把握している業者が大重要である
- ・参加機会がないためわからない
- ・地元で税金を納めているため地域精通度が一番重要
- ・重機保有はリースと所有物とを分けるべき
- ・建設機械や正規従業員が災害時に実際に動けるのか疑問である